

「台風等による警報発令時における講座・セミナーの取り扱いについて」

名古屋地方気象台からの警報が発令された場合の取り扱いは下記のとおりです。

- 1 名古屋地方気象台発表の暴風警報及び大雨警報の両方が、あるいは暴風雪警報及び大雪警報の両方が発令中の場合、又は、暴風、暴風雪、大雨、大雪のいずれかの特別警報が発令中の場合は、原則中止とします。
ただし、WEB開催のみでの講座・セミナーは、原則開催します。
- 2 開催予定時間前に上記発令中の暴風、暴風雪、大雨、大雪の特別警報及び警報が全て解除された場合
 - (1) 開催予定時間の2時間前時点で解除されている場合は、平常どおり開催します。
 - (2) 開催予定時間の2時間前より後に解除された場合は中止とします。
- 3 開催中に上記警報（暴風警報及び大雨警報、あるいは暴風雪警報及び大雪警報の両方又は、いずれかの特別警報）が発令された場合は、原則その時点で中止とします。
- 4 やむを得ず中止となった場合は、できる限り代替日を設けることとします。代替日にご出席いただけない場合、有料講座においては受講料の返金はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- 5 この基準に関わらず交通機関への影響等状況に応じて、講座の中止・開催を決定する場合がありますので、こちらもご了承ください。

公益財団法人愛知県労働協会

(総務課：TEL 052-485-7151)